

平成29年6月伊那市議会定例会 請願・陳情文書表

平成29年5月29日

番号	件名	提出者	付託委員会	紹介議員
46-1	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願（請願）	伊那市公立学校教職員組合 代表 高木 政志	総務文教委員会	野口 輝雄
46-2	国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願（請願）	伊那市公立学校教職員組合 代表 高木 政志	総務文教委員会	野口 輝雄
46-3	慎重な憲法論議を求める請願（請願）	上伊那地区憲法を守る会 代表 前田 是幸	総務文教委員会	宮島 良夫
46-4	「共謀罪」と同趣旨の「テロ等組織犯罪準備罪」創設に反対する請願（請願）	上伊那地区憲法を守る会 代表 前田 是幸	総務文教委員会	宮島 良夫
46-5	心の自由を弾圧し国民監視の警察国家を招く憲法違反の共謀罪法案の廃止を求める陳情（陳情）	「平和ってなんだ」伊那谷 代表 角 憲和	総務文教委員会	
46-6	首相の暴走を正し国民的レベルからの憲法改正議論のやり直しを求める陳情（陳情）	「平和ってなんだ」伊那谷 代表 角 憲和	総務文教委員会	

(46-1) 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願（請願）

義務教育の無償化は、憲法に規定されている大切な原則です。この原則を守るために義務教育費国庫負担制度が1953年（昭和28年）に成立しました。それまで県・市町村の負担であった学校の教育活動費、人件費を含む必要経費が国の負担となり、教育の機会均等が保障され教育条件の差がなくなり、保護者負担も大きく減りました。

しかし、1985年（昭和60年）から政府は教育の質的論議を抜きに、国の財政状況を理由として、次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、2006年（平成18年）に「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられました。減らされた国庫負担金は一般財源として地方に交付税のかたちで配分されていますが、地方交付税そのものが減らされており、地方財政を圧迫する状況が続いています。今後さらに3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度廃止も含めた検討がなされる可能性もあります。

この制度は、教育の機会均等とその水準の維持・向上を図る制度として現行義務教育制度の重要な根幹をなしています。国が、財政的な責任を果たさなければ、都道府県、市町村による教育条件格差ができてしまい、住んでいる地域によって教育の質に差ができる事態が生まれかねません。

私たちは、自治体の財政力によらず子どもたちが等しく教育を受ける権利を保障するために義務教育費国庫負担制度を堅持・拡充すべきであり、国庫負担率を3分の1から2分の1へ戻すべきと考えています。

以上のことから、貴議会におかれましては、教育水準の維持・向上を図り、県や市町村の財政状況による教育格差が広がらないよう、下記事項について国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに請願いたします。

記

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

(46-2) 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願
(請願)

2011年、衆議院・参議院ともに全会一致で義務教育標準法が改正され小学校1年生に35人学級を導入することが決まりました。併せて附則で小学校2年生以降順次改訂することを検討し、財源確保に努めると決めました。しかし、翌年の2012年は法改正ではなく加配で小学校2年生を35人学級としました。その後は改善がなされていませんが、2017年の法改正での附帯決議では、学級編成の標準を35人に引き下げることなどが特段の配慮をするものとされています。

長野県では2013年に30人規模学級(35人基準)を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年が35人学級となりました。しかし、義務教育標準法の裏付けがないため、国の加配等を利用しながら予算的にやりくりしているため、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されています。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など多様化する学校現場において、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせません。このためには厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に35人学級を実現する必要があると考えます。

国が義務教育標準法を改正することにより計画的に35人学級を進めていくことで、学級増に伴って増える教員を正規で配置することができるようになります。

また、長野県では少子化が進むなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっています。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育を実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切であると考えます。

国は財政の逼迫を主張しますが、日本の教育予算の水準はOECD諸国の中で

最下位レベルであり、他のOECD諸国並みに教育予算を増やすことで、35人学級を実現することは十分可能です。

以上のことから、貴議会におかれましては、下記事項について国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここにお願いいたします。

記

- 1 どの子にもゆきとどいた教育をするために、国の責任による35人学級の計画的推進と教育予算を増額すること。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

(46-3) 慎重な憲法論議を求める請願（請願）

昨年7月の参議院選挙の結果、憲法改正を主張する会派の構成が衆参それぞれの3分の2を超えたことから、憲法をめぐる議論が活発になっています。憲法第96条が、「各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議」できると定めていることから、憲法改正発議の条件が整ったとの主張もあります。

一方で多くの世論調査で憲法改正を求める意見は減少傾向にあり、「安倍政権での憲法改正」については否定的なものが多数となっています。憲法改正が国民的要求となっているという状況とは到底言えません。

言うまでもなく憲法制定権力は国民に有り、憲法改正の発議が立法府の特別多数に委ねられているのは憲法改正手続の一部に過ぎません。このことは、最終的な憲法改正の是非が国民投票の結果によって決することからも明らかです。

さらに、国家権力の恣意的運用を排するための権力制限規範としての役割が憲法の本質であることを踏まえれば、「国権の最高機関」として厳格な憲法尊重擁護義務を負う国会が、拙速な審議によって憲法改正を発議することのないよう、貴議会におかれましては、下記事項について国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに請願いたします。

記

- 1 憲法審査会は、憲法及び憲法に関連する事項について広範かつ総合的に調査を行い、憲法の基本理念を活かし、その実現につとめること。
- 2 憲法問題についての国民的議論の動向を見据え、拙速な憲法改正発議を行わないこと。

(46-4) 「共謀罪」と同趣旨の「テロ等組織犯罪準備罪」創設に反対する
請願（請願）

安倍政権は、2020年の東京五輪・パラリンピックに向けたテロ対策を口実に、国民の強い反対で過去3度廃案となった「共謀罪」創設と同趣旨の法案を通常国会に提出しました。

安倍政権は名称を「テロ等組織犯罪準備罪」と改め、適用対象や構成要件などを変更し対象犯罪数を減らしたと説明していますが、対象となる「組織的犯罪集団」の定義は曖昧で拡大解釈が可能な上、それに当たるかどうかは捜査当局の判断に委ねられるものとなっています。構成要件に「準備行為」を加える点に関しても、その具体的な内容は不明確で、例えば本当の目的は生活費だったとしても、銀行でお金を引き出す行為の目的を捜査当局が「テロの資金調達のため」とみなせば、準備行為の容疑として成立してしまう恐れがあります。277の適用対象犯罪には文化財保護法や著作権法、廃棄物処理法、競馬法、森林法などテロとの関わりが明確でないものも数多く含まれており、乱用されれば思想の抑圧、人権侵害や市民監視の強化、運動への萎縮効果をもたらしかねない危険性は何ら変わりません。さらに「共謀罪」の摘発を名目とする監視や会話の通信傍受など、極めて広範囲にわたって捜査権限が濫用される恐れもあります。

日本は、国連の主要な13本のテロ防止関連条約を締結しており、それに対応して整備した国内法や現行の刑法で十分に対応可能で、国際的な要請として「共謀罪」新設が本当に必要か大いに疑問です。

「共謀罪」は謀議に加わるだけで処罰できる、すなわち個人の内心や思想そのものを処罰対象にしようとするもので、実際の行為や結果が生じなければ罪には問われない現行刑法の基本原則に反しています。100人を超す刑法研究者が法案反対声明を出すなど批判は広がっています。

さらには、金田勝年法相が法案提出後まで具体的な国会議論を避けるよう求める文書を作らせ、報道機関に配布し、国会議員の質問権を侵害しようとしたことや、委員会の開会ごとに全会一致で決めるのが慣例の「政府参考人」の出席を、常時可能とするよう衆院法務委員長の職権で多数決により強行議決するなど、極

めて強引な国会運営が重ねられている事実も看過できません。

以上のことから、貴議会におかれましては、下記事項について国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここにお願いいたします。

記

- 1 国民の人権を擁護し憲法の保障する思想、信条、表現の自由に十分配慮するとともに、広範な国民の懸念が拭えぬまま拙速な法制定を行わないこと。

(46-5) 心の自由を弾圧し国民監視の警察国家を招く憲法違反の共謀罪法案
の廃止を求める陳情（陳情）

過去3回も廃案になった共謀罪に「テロ等準備罪」の衣を着せた組織犯罪処罰法改正案は、2人以上で話し合い「共謀」（合意）しただけで、うち1人が組織犯罪の「準備行為」をしたと見なされれば、参加した全員が処罰されます。現行法の共犯は、犯罪の実行（既遂）に対する処罰が刑法の基本原則です。その前段階の処罰は「未遂」「予備」ともに例外的で、予備の一種である「共謀」は内心の意思や思想を対象とするため、内乱の陰謀罪など特殊な犯罪に限定されています。それだけ人の心に宿す合意の処罰には、現行法はきわめて慎重かつ抑制的です。

では、そういう特殊な共謀罪を、270もの犯罪を対象にする「テロ等準備罪」の核心的問題点はどこにあるか、その要点を以下に記します。

- 1 テロ対策なのに「等」を付け、かつ「準備罪」としながらテロ準備の規定が無く、名称も合意だけで処罰される“合意罪”ではないかと思われるほど、この法案はコンセプトからしておかしい。
- 2 「組織的犯罪集団」は、後から付け足した「テロリズム集団」と「その他」の一般的集団との違いや、それぞれの定義が不明で、構成員の属性も限定なし。そのため「その他」の集団が、ある変化のもとで「組織的犯罪集団」視されるおそれがあり、一般人が対象にされる疑念が消えません。
- 3 計画に基づく「準備行為」は、「資金又は物品の手配、関係場所の下見」に続き「その他」とあるように無限定で、計画の「合意」もまた無限定です。そのため犯罪の確証がなくても「準備行為」が無制限に共謀罪の対象になり得ます。テロの組織犯罪とは無縁なキノコ狩りの相談や、楽譜のコピーなどが対象犯罪にされ、「合意」が暗黙でもSNSやラインでも組織犯罪の対象とされ得るのは、そういう無限定な規定によるのです。
- 4 そのような「準備行為」と「合意」を犯罪として立証するには、預貯金の引き出しなど日常の行為すべてを捜査対象にしなければ不可能です。心の内を探る捜査のために通信傍受（盗聴）や内偵（スパイ）、密告など日常的監視が不

可避になります。まさに監視社会・警察国家の到来が必至となります。

このように心の自由を処罰する「テロ等準備罪」は、法律の体をなさない欠陥だらけのうえに、刑法の基本原則違反・憲法違反がその本質です。心の中の思いや考えの処罰自体が、日本を近代以前に戻すとんでもない悪法です。その組織性と予防性において共通する悪名高い治安維持法を想起させるに十分な内容です。御旗を国体（天皇）からテロに変え、戦争反対や政権批判をする「その他」団体の一網打尽を狙う歴史が再来しかねないと危惧します。

テロ防止を目的としない国連の国際犯罪防止条約の批准は、この立法なしでもできます。身内の自民党や警察に、テロ防止に役立たないとの指摘もある共謀罪法案は、わざわざ東京オリンピック・パラリンピックまで持ち出す目くらましを止めて、廃案にすべきです。

以上のことから、貴議会におかれましては、心の自由を弾圧し国民監視の警察国家を招く憲法違反の共謀罪法案を廃止するよう、国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

(46-6) 首相の暴走を正し国民的レベルからの憲法改正議論のやり直しを求める陳情（陳情）

「2020年の新憲法施行」と「自衛隊の9条明記」を発表した安倍首相は、国会の質疑で「読売新聞熟読のすすめ」をもって答弁に替えました。その発言がいかにか憲法の規範意識に希薄で態度も独善的かを浮き出させています。さらに、自民党内の独裁ぶりだけでなく、皮肉にも憲法改正をめぐる国会の議論停滞と国民的議論の不在をもあからさまにしました。そこに、国会の議論の劣化と多数の横暴という民主主義の機能不全が深刻な問題として浮かび上がっています。

以下は、真つ当な憲法改正の議論と国権の最高機関に相応しい国会の機能回復のために、安倍首相の姿勢と議事運営について要望します。

- 1 国会の発議は国民主権に基づく国民の議論を源泉として行うというのが憲法の基本です。ところが、国会の頭越しに施行時期にまで口出しし、衆院憲法調査会で検討事項とされている国民投票と国政選挙の同時実施にも言及していません。安倍首相の姿勢は、あまりにも度を越えた立法府と国民無視の国民主権違反です。これを黙認すれば、国会はその存在価値を疑われるほどの大問題です。
- 2 国民的議論を自ら封殺した先の参議院選挙の後、国会は議論を憲法審査会だけに押し込めています。安倍首相は「国民の目の前で具体的な議論をしていく」審査会の議論が国民の理解を深めると語っています。まるで国民的議論など歯牙にもかけないような国民無視と国会軽視の態度です。

議員には率先して国民的議論をやり直す努力と、議論なき憲法改正を打破する憲法審査会以外における侃侃諤諤^{けんけんがくがく}の議論が望まれます。

- 3 それには審議の改善が不可欠です。安倍首相は、委員会の質疑で読売新聞の「熟読」推奨という前代未聞の珍答弁によって質問には答えず、憲法の議論を自ら封殺しました。総理の立場では答えられぬとしながら、読売新聞なら総理でも自民党総裁でも国会議員でも自在に語れるというのです。これほどの国会をなめた態度の黙認は、国権の最高機関たる国会の名折れです。しかも首相の答弁は、核心をはぐらかす、いちいち野次に対応、野党批判が顕著です。そう

いう議論の空洞化と劣化を来たす答弁は直ちに撤回させてください。

4 自衛隊の9条への明記は、平和主義を大前提とする憲法の土台が根底から崩れてしまいます。アジア諸国民への加害で2,000万人も犠牲にした戦争の永久放棄が9条です。創立時の国連の理想と連動した自衛戦争の否定も含意する歴史的原点が刻印されています。自衛隊の明文化は9条の死文化、専守防衛による軍事力のぎりぎりの統制解除となります。一からの国民的議論が待ったなしの大問題を憲法審査会に委ねるなど論外です。

以上のことから、貴議会におかれましては、首相の暴走を正し国民的レベルからの憲法改正議論のやり直しを求めるよう、国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。